

入札参加資格者指名停止措置概要

商号又は名称	代表者	住 所	停止期間
株式会社大林組 広島支店	常務執行役員支店長 鬼頭 俊郎	広島県広島市中区小町1 - 2 5	令和8年7月8日から 令和8年8月7日まで (1箇月)

事 実 概 要	株式会社大林組は、「中央新幹線第四南巨摩トンネル新設（東工区）ほか」を施工する特別共同企業体の代表構成員として携わっていたが、令和6年10月4日に発生した労働災害に際し、大林組の社員が労働基準監督署に事実と異なる説明を行ったことについて、大林組及び大林組の社員2名が令和8年3月24日付で鯉沢（かじかざわ）簡易裁判所から、労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けた。
指名停止の理由	「松江市建設工事競争入札参加資格者指名停止要綱」 別表 第2第10号 に該当 (不正又は不誠実な行為) 10 別表第1及び全各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であるとみとめられるとき。
備 考	